

結果の概要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和2年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は16,159人である。このうち、当年開始人員は13,732人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は2,427人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.0%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が15.0%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種別		平成20年	21	22	23	24	25	26
人 員	総数	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787	18,981	18,083
	仮釈放	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310	15,594	14,967
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,919	3,999	3,895	3,608	3,476	3,387	3,115
	うち、SE・SA対象者	1,167	1,181	1,018	936	907	788	695
	少年院退院	1	-	1	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	1	1	-	1
指 数	総数	100	96	94	92	93	89	85
	仮釈放	100	95	93	92	94	90	86
	少年院仮退院	100	102	99	92	89	86	79
	うち、SE・SA対象者	100	101	87	80	78	68	60

種別		27	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)
人 員	総数	17,988	17,059	16,709	15,198	15,093	13,732	100.0
	仮釈放	15,118	14,351	14,289	13,053	13,086	11,995	87.4
	うち、一部猶予	…	5	548	1,186	1,287	1,226	8.9
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,870	2,708	2,419	2,145	2,006	1,737	12.6
	うち、SE・SA対象者	648	499	407	380	327	254	1.8
	少年院退院	-	-	-	-	1	-	0.0
	婦人補導院仮退院	-	-	1	-	-	-	-
指 数	総数	84	80	78	71	71	64	…
	仮釈放	87	82	82	75	75	69	…
	少年院仮退院	73	69	62	55	51	44	…
	うち、SE・SA対象者	56	43	35	33	28	22	…

(注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ。)

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 2表参照

(2) 審理の終結人員（2表参照）

令和2年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は13,858人であり、前年に比べ1,144人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」

という。)を受けた人員は 12,945 人(終結人員総数の 93.4%), 許可しない旨の判断がされた人員は 909 人(同 6.6%), うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 493 人(同 3.6%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.0%となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	13,858	12,945	416	493	4	3.0
	仮釈放	12,139	11,234	416	485	4	3.4
	うち、一部猶予	1,245	1,192	4	49	-	0.3
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	1,719	1,711	-	8	-	-
	うち、SE・SA対象者	257	257	-	-	-	-
	少年院退院	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
構 成 比 (%)	総 数	100.0	93.4	3.0	3.6	0.0	...
	仮釈放	100.0	92.5	3.4	4.0	0.0	...
	うち、一部猶予	100.0	95.7	0.3	3.9	-	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100.0	99.5	-	0.5	-	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	100.0	-	-	-	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2 表参照

(3) 許可決定人員の状況 (2 表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)
人 員	総 数	16,832	16,099	15,429	14,450	13,995	12,945	100.0
	仮釈放	13,945	13,397	13,006	12,273	11,976	11,234	86.8
	うち、一部猶予	...	-	364	1,085	1,236	1,192	9.2
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	2,887	2,702	2,422	2,177	2,019	1,711	13.2
	うち、SE・SA対象者	635	506	413	382	382	257	2.0
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	1	-	-	-	-
指 数	総 数	100	96	92	86	83	77	...
	仮釈放	100	96	93	88	86	81	...
	少年院仮退院	100	94	84	75	70	59	...
	うち、SE・SA対象者	100	80	65	60	60	40	...

(注) 2 表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況 (2 表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第 4 表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成 27 年以降増加傾向にあったが、平成 30 年以降は減少に転じている。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別	平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)	
人 員	総 数	359	501	597	589	436	416	100.0
	仮釈放	359	496	596	587	429	416	100.0
	うち、一部猶予	…	—	1	7	3	4	1.0
	仮出場	—	—	—	—	—	—	—
	少年院仮退院	—	5	1	2	6	—	0.0
	うち、SE・SA対象者	—	—	—	—	—	—	—
	少年院退院	—	—	—	—	1	—	0.0
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	140	166	164	121	116	…
	仮釈放	100	138	166	164	119	116	…
	少年院仮退院	—	—	—	—	—	—	…

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。令和2年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.0%（前年は2.9%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成27年	28	29	30	令和元年	2
総 数	2.0	2.9	3.6	3.8	2.9	3.0
仮釈放	2.4	3.4	4.2	4.4	3.3	3.4
うち、一部猶予	…	—	0.3	0.6	0.2	0.3
少年院仮退院	—	0.2	0.0	0.1	0.3	—
うち、SE・SA対象者	—	—	—	—	—	—
少年院退院	—	—	—	—	100.0	—
婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19表，21表参照）

令和2年における仮釈放許可決定人員11,234人のうち、定期刑の執行を受けた者は11,194人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.5%となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上	
人 員	総 数	11,194	2	170	2,130	4,959	3,933
	1年以内	893	1	11	142	416	323
	2年以内	3,972	—	77	892	1,993	1,010
	3年以内	3,503	—	54	721	1,524	1,204
	5年以内	2,076	—	26	330	837	883
	5年を超える	750	1	2	45	189	513
構 成 比 (%)	総 数	100.0	0.0	1.5	19.0	44.3	35.1
	1年以内	100.0	0.1	1.2	15.9	46.6	36.2
	2年以内	100.0	—	1.9	22.5	50.2	25.4
	3年以内	100.0	—	1.5	20.6	43.5	34.4
	5年以内	100.0	—	1.3	15.9	40.3	42.5
	5年を超える	100.0	0.1	0.3	6.0	25.2	68.4

(注) 19表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成27年	28	29	30	令和元年	2
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	-	-	-	0.0	0.0
60～69%	1.0	1.2	1.2	1.4	1.8	1.5
70～79%	17.9	17.8	17.9	19.6	18.9	19.0
80～89%	46.7	47.7	45.5	45.9	45.3	44.3
90%以上	34.3	33.4	35.3	33.1	33.9	35.1

(注) 19表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成27年	13	1	-	-	-	-	-	-	-	1	11
28	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8
29	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10
30	12	1	-	-	-	-	1	-	-	-	10
令和元年	16	-	-	-	1	-	-	-	-	-	15
2	14	1	1	1	-	1	-	-	-	-	10

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理（23表参照）

令和2年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数（前年繰越しを含む。）は414人（前年は433人）であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が376人（同380人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が38人（同53人）である。

審理を再開した人員は403人（前年は413人）、審理を再開しなかった人員は7人（同12人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は2人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は189人、許可しない旨の判断がされた人員は211人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25表参照）

令和2年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は1,070人（前年は1,137人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが508人（開始人員総数の47.5%）、保護観察停止が207人（同19.3%）、保護観察停止解除が84人（同

7.9%)、戻し収容が4人(同0.4%)、少年院仮退院中の退院が185人(同17.3%)、保護観察仮解除が79人(同7.4%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成27年	28	29	30	令和元年	2	
人 員	総 数	1,882	1,745	1,505	1,373	1,137	1,070	
	仮釈放取消し	673	633	571	557	449	508	
	保護観察停止	256	244	232	207	184	207	
	保護観察停止解除	120	114	90	88	79	84	
	保護観察停止取消し	1	1	-	-	-	2	
	不定期刑終了	-	-	-	-	-	-	
	戻し収容	11	13	10	5	12	4	
	退 院	584	525	427	367	273	185	
	保護観察仮解除	229	211	169	140	131	79	
	保護観察仮解除取消し	8	4	6	9	9	1	
	指 数	総 数	100	93	80	73	60	57
		仮釈放取消し	100	94	85	83	67	75
保護観察停止		100	95	91	81	72	81	
保護観察停止解除		100	95	75	73	66	70	
戻し収容		100	118	91	45	109	36	
退 院		100	90	73	63	47	32	
保護観察仮解除		100	92	74	61	57	34	
保護観察仮解除取消し		100	50	75	113	113	13	

(注) 25表参照

また、令和2年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は1,087人であり、前年に比べ3.0%(41人)減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが1,052人(終結人員総数の96.8%)、理由なしとしたものが35人(同3.2%)、その他(申出の取下げ等)が0人(同0.0%)となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和2年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は55,036人であり、このうち、当年開始人員は27,204人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は27,832人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は10,733人（開始人員の39.5%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,692人（同6.2%）、3号観察（仮釈放者）は11,195人（同41.2%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,584人（同13.2%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,335人（1号観察開始人員の12.4%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は3,508人（同開始人員の32.7%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,201人（3号観察開始人員の10.7%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は1,496人（4号観察開始人員の41.7%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、令和2年は前年に比べ6.8%（1,979人）減少している。

なお、令和2年における交通短期を除く開始人員23,696人における女子の比率は、12.5%（2,952人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成20年	21	22	23	24	25	26	27
人 員	総 数	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117	39,995	38,103
	1号観察	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811	19,599	18,202
	うち、短期	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995	2,871	2,480
	うち、交通短期	10,455	9,908	9,485	8,276	7,809	7,327	6,701	6,334
	2号観察	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871
	うち、SE・SA対象者	1,174	1,127	1,017	903	896	757	697	601
	3号観察	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570
	うち、一部猶予
	4号観察	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255	3,348	3,460
	うち、一部猶予
5号観察	-	-	-	-	2	-	1	-	
指 数	総 数	100	96	94	89	87	83	79	75
	1号観察	100	96	94	87	83	77	72	67
	うち、短期	100	100	100	98	90	82	78	68
	うち、交通短期	100	95	91	79	75	70	64	61
	2号観察	100	97	97	90	86	86	78	72
	うち、SE・SA対象者	100	96	87	77	76	64	59	51
	3号観察	100	94	91	92	93	92	88	86
	4号観察	100	99	99	91	91	88	90	93

種 別		平成28年	29	30	令和元年	2	構成比 (%)	男	女
人 員	総 数	35,341	32,538	30,845	29,187	27,204	100.0	20,744	2,952
	1号観察	16,304	14,465	12,945	11,827	10,733	39.5	6,392	833
	うち、短期	2,031	1,839	1,582	1,370	1,335	4.9	1,180	155
	うち、交通短期	5,981	5,206	4,434	4,026	3,508	12.9
	2号観察	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	6.2	1,545	147
	うち、SE・SA対象者	477	420	362	315	236	0.9	223	13
	3号観察	13,260	12,760	12,299	11,640	11,195	41.2	9,794	1,401
	うち、一部猶予	-	283	992	1,198	1,201	4.4	998	203
	4号観察	3,034	2,843	3,455	3,667	3,584	13.2	3,013	571
	うち、一部猶予	-	248	974	1,419	1,496	5.5	1,276	220
5号観察	-	1	-	-	-	-	
指 数	総 数	70	64	61	58	54
	1号観察	60	53	48	44	40
	うち、短期	55	50	43	37	36
	うち、交通短期	57	50	42	39	34
	2号観察	69	62	54	51	42
	うち、SE・SA対象者	41	36	31	27	20
	3号観察	84	81	78	73	71
	4号観察	82	77	93	99	96

(注) 1 令和2年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

令和2年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象 者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	29,183	7,225	4,219	1,671	1,335	1,692	1,456	236	11,195	9,994	1,201	3,584	1,496	2,088
来日外国人	378	74	55	12	7	32	30	2	254	249	5	18	9	9
来日外国人の割合(%)	1.3%	1.0%	1.3%	0.7%	0.5%	1.9%	2.1%	0.8%	2.3%	2.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.4%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名（8～11表参照）

令和2年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では多い方から窃盗、道路交通法、傷害、2号観察では窃盗、傷害、詐欺、3号観察では窃盗、覚醒剤取締法、詐欺、4号観察では覚醒剤取締法、窃盗、傷害の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総数	7,225	100.0	(100.0)	1,692	100.0	(100.0)	11,195	100.0	(100.0)	3,584	100.0	(100.0)
刑法犯	4,920	68.1	(71.2)	1,377	81.4	(84.4)	6,998	62.5	(62.8)	1,658	46.3	(47.0)
強制わいせつ・強制性交等	247	3.4	(3.0)	72	4.3	(6.4)	352	3.1	(3.5)	143	4.0	(5.1)
殺人	6	0.1	(0.1)	15	0.9	(0.4)	135	1.2	(1.4)	10	0.3	(0.3)
傷害	1,031	14.3	(15.3)	342	20.2	(18.0)	418	3.7	(3.6)	203	5.7	(5.9)
業務上過失致死傷	440	6.1	(7.0)	22	1.3	(2.2)	218	1.9	(1.9)	44	1.2	(1.4)
窃盗	2,030	28.1	(29.9)	517	30.6	(31.7)	3,632	32.4	(31.8)	791	22.1	(21.9)
強盗	74	1.0	(0.6)	79	4.7	(4.2)	355	3.2	(3.6)	42	1.2	(1.0)
詐欺	210	2.9	(3.6)	153	9.0	(12.8)	1,295	11.6	(10.9)	107	3.0	(3.3)
恐喝	170	2.4	(2.4)	77	4.6	(3.7)	52	0.5	(0.5)	12	0.3	(0.2)
暴力行為等処罰に関する法律	42	0.6	(0.6)	3	0.2	(0.6)	21	0.2	(0.2)	23	0.6	(0.3)
その他	670	9.3	(8.7)	97	5.7	(4.4)	520	4.6	(5.4)	283	7.9	(7.4)
特別法犯	2,248	31.1	(28.2)	260	15.4	(13.5)	4,197	37.5	(37.2)	1,926	53.7	(53.0)
覚醒剤取締法	17	0.2	(0.3)	41	2.4	(2.7)	3,392	30.3	(30.5)	1,606	44.8	(43.0)
道路交通法	1,250	17.3	(17.2)	86	5.1	(5.3)	373	3.3	(3.2)	96	2.7	(3.4)
毒物及び劇物取締法	1	0.0	(0.0)	-	-	(0.0)	16	0.1	(0.2)	12	0.3	(0.3)
その他	980	13.6	(10.6)	133	7.9	(5.5)	416	3.7	(3.4)	212	5.9	(6.2)
ぐ犯	57	0.8	(0.6)	49	2.9	(1.9)
施設送致申請	-	-	(-)	6	0.4	(0.1)

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。
- 2 構成比の()内は、前年の構成比である。
- 3 8～11表参照

(4) 保護観察期間（12表参照）

令和2年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであり、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第6表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる4号観察の期間等と比較して保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察も、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保

護観察の解除，退院，仮釈放の取消し，刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第16表以下を参照）。

第13表 開始人員の保護観察期間

種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期	
人員	総数	23,696	354	2,222	2,109	4,747	2,393	5,705	2,781	1,998	1,181	192	14
	1号観察	7,225	-	-	-	-	-	3,760	1,547	1,111	627	180	...
	2号観察	1,692	18	32	86	478	256	368	261	131	50	12	...
	SE・SA対象者以外	1,456	18	32	86	462	193	312	202	107	37	7	...
	SE・SA対象者	236	-	-	-	16	63	56	59	24	13	5	...
	3号観察	11,195	336	2,190	2,023	4,269	2,122	220	15	2	4	-	14
	一部猶予	1,201	58	277	319	385	159	1	2	-	-	-	-
	入所数	5,799	116	564	631	2,380	1,867	212	15	2	2	-	10
	初度	1,757	69	491	430	643	118	4	-	-	-	-	2
	2度	1,103	41	284	276	438	61	1	-	-	1	-	1
	3度	2,533	110	850	686	807	75	3	-	-	1	-	1
	4度以上	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	不詳	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	4号観察	3,584	-	-	-	-	15	1,357	958	754	500
	一部猶予	1,496	-	-	-	-	15	1,326	153	2	-
構成比	総数	100.0	1.5	9.4	8.9	20.0	10.1	24.1	11.7	8.4	5.0	0.8	0.1
	1号観察	100.0	-	-	-	-	-	52.0	21.4	15.4	8.7	2.5	...
	2号観察	100.0	1.1	1.9	5.1	28.3	15.1	21.7	15.4	7.7	3.0	0.7	...
	SE・SA対象者以外	100.0	1.2	2.2	5.9	31.7	13.3	21.4	13.9	7.3	2.5	0.5	...
	SE・SA対象者	100.0	-	-	-	6.8	26.7	23.7	25.0	10.2	5.5	2.1	...
	3号観察	100.0	3.0	19.6	18.1	38.1	19.0	2.0	0.1	0.0	0.0	-	0.1
	一部猶予	100.0	4.8	23.1	26.6	32.1	13.2	0.1	0.2	-	-	-	-
	入所数	100.0	2.0	9.7	10.9	41.0	32.2	3.7	0.3	0.0	0.0	-	0.2
	初度	100.0	3.9	27.9	24.5	36.6	6.7	0.2	-	-	-	-	0.1
	2度	100.0	3.7	25.7	25.0	39.7	5.5	0.1	-	-	0.1	-	0.1
	3度	100.0	4.3	33.6	27.1	31.9	3.0	0.1	-	-	0.0	-	0.0
	4度以上	100.0	-	-	-	-	0.4	37.9	26.7	21.0	14.0
	4号観察	100.0	-	-	-	-	0.4	37.9	26.7	21.0	14.0
	一部猶予	100.0	-	-	-	-	1.0	88.6	10.2	0.1	-

(注) 12表参照

(5) 年齢 (20表参照)

令和2年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は，第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると，1号観察は18・19歳で52.0%（前年は49.7%），2号観察は18・19歳で45.2%（前年は45.3%），3号観察は40～49歳で28.0%（前年も28.0%），4号観察は40～49歳で26.8%（前年は29.1%）となっている。

第14表 開始人員の年齢層

年齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総数	7,225	100.0	(100.0)	1,692	100.0	(100.0)
15歳以下	807	11.2	(12.1)	64	3.8	(4.2)
16・17歳	2,658	36.8	(38.2)	393	23.2	(25.6)
18・19歳	3,760	52.0	(49.7)	765	45.2	(45.3)
20歳以上	-	-	(-)	470	27.8	(26.4)
年齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	(前年)	人員	構成比 (%)	(前年)
総数	11,195	100.0	(100.0)	3,584	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	2	0.1	(0.1)
20～29歳	1,404	12.5	(12.9)	756	21.1	(19.7)
30～39歳	2,686	24.0	(25.3)	836	23.3	(23.6)
40～49歳	3,137	28.0	(28.0)	959	26.8	(29.1)
50～59歳	2,245	20.1	(19.2)	591	16.5	(16.7)
60歳以上	1,723	15.4	(14.6)	440	12.3	(10.7)

(注) 1 構成比の()内は，前年の構成比である。

2 20表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表，26表参照）

令和2年において，全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は28,339人である。種別ごとに見ると，1号観察が11,154人（終了人員総数の39.4%），2号観察が2,144人（同7.6%），3号観察が11,437人（同40.4%），4号観察が3,604人（同12.7%），5号観察が0人（同0.0%）である。また，1号観察のうち，交通短期の終了人員は3,495人（1号観察終了人員の31.3%）となっており，3号観察のうち，一部猶予の終了人員は，1,243人（3号観察終了人員の10.9%），4号観察のうち，一部猶予の終了人員は，960人（4号観察終了人員の26.6%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は，第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成20年	21	22	23	24	25	26
人 員	総 数	54,273	50,928	48,715	47,293	46,012	43,306	41,655
	1号観察	29,370	26,928	26,090	24,969	23,678	21,680	20,785
	うち，短期	3,878	3,726	3,572	3,595	3,542	3,168	2,929
	うち，交通短期	11,318	9,818	9,538	8,902	8,064	7,347	7,003
	2号観察	4,138	4,060	4,020	3,882	3,681	3,354	3,312
	うち，SE・SA対象者	1,258	1,287	1,212	1,027	972	858	827
	3号観察	16,054	15,364	14,481	14,599	14,948	14,751	14,173
	うち，一部猶予
	4号観察	4,711	4,576	4,124	3,843	3,703	3,521	3,384
	うち，一部猶予
5号観察	-	-	-	-	2	-	1	
指 数	総 数	100	94	90	87	85	80	77
	1号観察	100	92	89	85	81	74	71
	うち，短期	100	96	92	93	91	82	76
	うち，交通短期	100	87	84	79	71	65	62
	2号観察	100	98	97	94	89	81	80
	うち，SE・SA対象者	100	102	96	82	77	68	66
	3号観察	100	96	90	91	93	92	88
4号観察	100	97	88	82	79	75	72	
種 別		平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)
人 員	総 数	40,001	38,040	35,166	32,592	30,369	28,339	100.0
	1号観察	19,578	17,941	16,100	14,131	12,742	11,154	39.4
	うち，短期	2,804	2,306	1,898	1,768	1,471	1,275	4.5
	うち，交通短期	6,365	6,213	5,516	4,598	4,186	3,495	12.3
	2号観察	3,250	3,169	2,859	2,672	2,292	2,144	7.6
	うち，SE・SA対象者	762	680	575	478	401	343	1.2
	3号観察	13,751	13,506	12,876	12,388	11,881	11,437	40.4
	うち，一部猶予	...	-	172	359	1,148	1,243	4.4
	4号観察	3,422	3,424	3,330	3,401	3,454	3,604	12.7
	うち，一部猶予	...	-	-	75	412	960	3.4
5号観察	-	-	1	-	-	-	-	
指 数	総 数	74	70	65	60	56	52	...
	1号観察	67	61	55	48	43	38	...
	うち，短期	72	59	49	46	38	33	...
	うち，交通短期	56	55	49	41	37	31	...
	2号観察	79	77	69	65	55	52	...
	うち，SE・SA対象者	61	54	46	38	32	27	...
	3号観察	86	84	80	77	74	71	...
4号観察	73	73	71	72	73	77	...	

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表，26表参照）

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は，第16表，第17表，第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

令和2年における1号観察のうち，交通短期の終了人員は3,495人であり，そのうち3,477人（99.5%）が保護観察を解除されている。これは，交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により，再非行など行状に特段の問題が認められなければ，通常3，4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和2年における交通短期を除く1号観察終了者7,659人の終了事由別内訳は，期間満了が1,015人（交通短期を除く1号観察終了者の13.3%），解除が5,621人（同73.4%），保護処分取消しが1,006人（同13.1%），その他（死亡等）が17人（同0.2%）である。

なお，保護観察の解除とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり，保護処分取消しとは，保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに，家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成27年	13,213	1,242	10,073	1,877	21
	28	11,728	1,161	8,884	1,672	11
	29	10,584	1,156	7,940	1,476	12
	30	9,533	1,165	7,080	1,266	22
	令和元年	8,556	1,092	6,316	1,130	18
	2	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	指 数	平成27年	100	100	100	100
28		89	93	88	89	52
29		80	93	79	79	57
30		72	94	70	67	105
令和元年		65	88	63	60	86
2		58	82	56	54	81
構 成 比 (%)		平成27年	100.0	9.4	76.2	14.2
	28	100.0	9.9	75.8	14.3	0.1
	29	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1
	30	100.0	12.2	74.3	13.3	0.2
	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2
	2	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2

(注) 26表参照

イ 2号観察

令和2年における2号観察終了者2,144人の終了事由別内訳は，期間満了が1,645人（2号観察終了者の76.7%），退院が196人（同9.1%），戻し収容が3人（同0.1%），保護処分取消しが295人（同13.8%），その他（死亡等）が5人（同0.2%）である。

なお，退院とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものであり，戻し収容とは，保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに，家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人員	平成27年	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
	29	2,859	2,011	431	7	403	7
	30	2,672	1,925	362	5	375	5
	令和元年	2,292	1,727	255	6	299	5
	2	2,144	1,645	196	3	295	5
指数	平成27年	100	100	100	100	100	100
	28	98	98	94	114	97	122
	29	88	92	76	100	85	78
	30	82	88	64	71	79	56
	令和元年	71	79	45	86	63	56
	2	66	75	34	43	62	56
構成比 (%)	平成27年	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2
	30	100.0	72.0	13.5	0.2	14.0	0.2
	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	13.0	0.2
	2	100.0	76.7	9.1	0.1	13.8	0.2

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	1,801	100.0	343	100.0
期間満了	1,422	79.0	223	65.0
退院	126	7.0	70	20.4
戻し収容	3	0.2	-	-
保護処分取消し	245	13.6	50	14.6
その他	5	0.3	-	-

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

令和 2 年における 3 号観察終了者 11,437 人の終了事由別内訳は、期間満了が 10,913 人（3 号観察終了者の 95.4%）、不定期刑終了が 0 人、仮釈放取消しが 492 人（同 4.3%）、停止中時効完成が 2 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 30 人（同 0.3%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他	
人員	平成27年	13,751	13,044	-	660	6	41
	28	13,506	12,822	-	627	6	51
	29	12,876	12,268	-	560	5	43
	30	12,388	11,818	-	534	1	35
	令和元年	11,881	11,400	-	446	5	30
	2	11,437	10,913	-	492	2	30
指数	平成27年	100	100	-	100	100	100
	28	98	98	-	95	100	124
	29	94	94	-	85	83	105
	30	90	91	-	81	17	85
	令和元年	86	87	-	68	83	73
	2	83	84	-	75	33	73
構成比 (%)	平成27年	100.0	94.9	-	4.8	0.0	0.3
	28	100.0	94.9	-	4.6	0.0	0.4
	29	100.0	95.3	-	4.3	0.0	0.3
	30	100.0	95.4	-	4.3	0.0	0.3
	令和元年	100.0	96.0	-	3.8	0.0	0.3
	2	100.0	95.4	-	4.3	0.0	0.3

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

令和 2 年における 4 号観察終了者 3,604 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,595 人（4 号観察終了者の 72.0%）、刑の執行猶予の取消しが 909 人（同 25.2%）、その他（死亡等）が 100 人（同 2.8%）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 2 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 909 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 758 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 83.4%）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 142 人（同 15.6%）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 9 人（同 1.0%）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次	総数	期間満了	刑の執行猶 予の取消し	その他	
人員	平成27年	3,422	2,442	869	111
	28	3,424	2,454	849	121
	29	3,330	2,414	825	91
	30	3,401	2,533	749	119
	令和元年	3,454	2,493	871	90
	2	3,604	2,595	909	100
指数	平成27年	100	100	100	100
	28	100	100	98	109
	29	97	99	95	82
	30	99	104	86	107
	令和元年	101	102	100	81
	2	105	106	105	90
構成比 (%)	平成27年	100.0	71.4	25.4	3.2
	28	100.0	71.7	24.8	3.5
	29	100.0	72.5	24.8	2.7
	30	100.0	74.5	22.0	3.5
	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6
	2	100.0	72.0	25.2	2.8

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（16表，26表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は，第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成年20	21	22	23	24	25	26
人 員	総 数	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837	39,652	37,990
	1号観察	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533	18,663	17,480
	うち，短期	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029	1,855	1,797
	うち，交通短期	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492	2,470	2,168
	2号観察	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573	4,645	4,454
	うち，SE・SA対象者	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445	1,343	1,211
	3号観察	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740	5,614	5,364
	うち，一部猶予
	4号観察	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991	10,730	10,692
	うち，一部猶予
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	100	95	93	88	84	82	78
	1号観察	100	96	94	88	83	79	74
	うち，短期	100	97	101	99	88	81	78
	うち，交通短期	100	103	101	82	75	74	65
	2号観察	100	96	94	89	84	85	82
	うち，SE・SA対象者	100	92	82	76	72	67	61
	3号観察	100	92	92	92	88	87	83
4号観察	100	93	90	86	84	82	82	

種 別		平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)
人 員	総 数	36,098	33,392	30,770	29,019	27,832	26,707	100.0
	1号観察	16,107	14,464	12,833	11,645	10,727	10,315	38.6
	うち，短期	1,473	1,196	1,138	950	850	910	3.4
	うち，交通短期	2,137	1,905	1,597	1,433	1,273	1,290	4.8
	2号観察	4,077	3,650	3,262	2,736	2,496	2,044	7.7
	うち，SE・SA対象者	1,052	851	698	582	496	391	1.5
	3号観察	5,184	4,935	4,820	4,731	4,490	4,249	15.9
	うち，一部猶予	...	-	111	312	362	320	1.2
4号観察	10,730	10,343	9,855	9,907	10,119	10,099	37.8	
うち，一部猶予	...	-	248	1,146	2,150	2,688	10.1	
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総 数	74	69	63	60	57	55	...
	1号観察	69	62	55	50	46	44	...
	うち，短期	64	52	50	41	37	40	...
	うち，交通短期	64	57	48	43	38	39	...
	2号観察	75	67	60	50	46	37	...
	うち，SE・SA対象者	53	43	35	29	25	20	...
	3号観察	80	76	74	73	69	65	...
4号観察	82	79	75	76	77	77	...	

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

令和2年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は，第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは，保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに，期間を定めて，保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは，健全な生活態度を保持し，善良な社会の一員として自立し，改善更生することができることを認めるときに，地方更生保護委員会が，保護観察所の長の申出に基づき，決定をもって行うものである。なお，仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが，解除や退院と異なり，仮解除中の行状によっては，必要があれば再び保護観察を開始することができる。また，身柄拘束とは，保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第22表 令和2年末現在保護観察中の者の状態別人員

種別	総数	対前年比 (%)	保護観察実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束	
人員	総数	26,707	-4.0	25,779	4	70	237	617
	1号観察	10,315	-3.8	10,130	4	...	54	127
	2号観察	2,044	-18.1	2,003	7	34
	3号観察	4,249	-5.4	4,115	99	35
	4号観察	10,099	-0.2	9,531	...	70	77	421
構成比 (%)	総数	100.0	...	96.5	0.0	0.3	0.9	2.3
	1号観察	100.0	...	98.2	0.0	...	0.5	1.2
	2号観察	100.0	...	98.0	0.3	1.7
	3号観察	100.0	...	96.8	2.3	0.8
	4号観察	100.0	...	94.4	...	0.7	0.8	4.2

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行 (31表, 44表参照)

令和2年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者(以下その比率を「再処分率」という。)は、第23表のとおりである(なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照)。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が25.9%(前年は28.1%)、2号観察が19.5%(同18.8%)、1号観察が16.3%(同16.8%)、3号観察が0.3%(同0.4%)の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が48.7%、再び1号観察に付された者が38.4%、罰金に処せられた者が6.2%、2号観察では再び少年院に送致された者が69.4%、1号観察に付された者が25.8%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が10.8%、罰金に処せられた者が35.1%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が77.9%、罰金に処せられた者が8.0%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種別	保護観察終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) / (A) × 100	
		計 (B)	懲役・禁錮			少年院送致	1号観察	罰金	拘留・科料	起訴猶予	その他		
			全部実刑	一部猶予	全部猶予								
人員	総数	24,844	2,634	753	36	54	896	587	175	4	127	2	10.6
	1号観察	7,659	1,245	17	1	47	606	479	77	1	16	1	16.3
	2号観察	2,144	418	4	-	5	290	108	10	-	1	-	19.5
	3号観察	11,437	37	4	-	-	13	-	20	-	0.3
	4号観察	3,604	934	728	35	2	75	3	90	1	25.9
構成比 (%)	総数	...	100.0	28.6	1.4	2.1	34.0	22.3	6.6	0.2	4.8	0.1	...
	1号観察	...	100.0	1.4	0.1	3.8	48.7	38.5	6.2	0.1	1.3	0.1	...
	2号観察	...	100.0	1.0	-	1.2	69.4	25.8	2.4	-	0.2	-	...
	3号観察	...	100.0	10.8	-	-	35.1	-	54.1	-	...
	4号観察	...	100.0	77.9	3.7	0.2	8.0	0.3	9.6	0.1	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

令和2年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、覚醒剤取締法違反（21.1%）、窃盗（21.0%）、2号観察では、ぐ犯（35.1%）、窃盗（24.8%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、毒物及び劇物取締法違反（50.0%）、詐欺（33.9%）の順で再処分率が高くなっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	7,659	16.2	2,138	19.6	11,437	0.3	3,604	25.9
刑法犯	5,457	17.6	1,798	20.2	7,159	0.4	1,943	25.1
強制わいせつ・強制性交等	219	4.1	117	11.1	383	0.5	171	18.7
殺人	2	-	13	-	154	0.6	27	-
傷害	1,140	20.3	392	21.9	398	-	236	20.8
業務上過失致死傷	498	8.6	35	11.4	213	0.5	69	7.2
窃盗	2,326	21.0	707	24.8	3,671	0.2	919	30.9
強盗	47	19.1	86	17.4	388	1.5	54	24.1
詐欺	311	11.3	225	12.0	1,310	0.6	115	33.9
恐喝	179	15.6	89	16.9	55	-	23	13.0
暴力行為等処罰に関する法律	52	19.2	13	15.4	20	-	17	23.5
その他	683	15.5	121	22.3	567	0.2	312	18.9
特別法犯	2,140	12.8	283	12.0	4,278	0.2	1,661	26.9
覚醒剤取締法	19	21.1	57	8.8	3,481	0.3	1,257	29.2
道路交通法	1,311	13.7	108	18.5	368	-	151	13.9
毒物及び劇物取締法	2	-	-	-	16	-	14	50.0
その他	808	11.3	118	7.6	413	-	239	21.3
ぐ犯	62	17.7	57	35.1
施設送致申請	-	-	-	-

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

3 31表, 44表参照

5 生活環境の調整の実施状況（54～56表参照）

令和2年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は33,893人であり、前年に比べ1,762人（4.9%）減少している。内訳を見ると、受刑者が31,340人で1,538人（4.7%）減少し、少年院在院者は2,553人で224人（8.1%）減少し、婦人補導院在院者は0人（前年0人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は36,359人であり、前年に比べ2,027人（5.3%）減少している。内訳を見ると、受刑者が33,763人で前年に比べ1,577人（4.5%）減少し、少年院在院者は2,596人で前年に比べ448人（14.7%）減少している。婦人補導院在院者は0人（前年0人）である。

また、少年院におけるSE・SA対象者とSE・SA対象者以外との間の移行が1人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が36人、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が180人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	41,893	33,893	33,222	38	632	1	36,359	36,358	1	39,426
受 刑 者	40,125	31,340	30,687	35	618	…	33,763	33,763	…	37,702
少年院・婦人補導院在院者	1,768	2,553	2,535	3	14	1	2,596	2,595	1	1,724

(注) 54～56 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (57 表参照)

令和 2 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 8,187 人であり、前年に比べ 1458 人 (15.1%) 減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 5,603 人 (前年比 879 人 (13.6%) 減)、刑の執行猶予が 972 人 (同 228 人 (19.0%) 減)、起訴猶予が 988 人 (同 251 人 (20.3%) 減)、罰金・科料が 443 人 (同 64 人 (12.6%) 減)、労役場出場者・仮出場者が 149 人 (同 25 人 (14.4%) 減)、少年院退院者・仮退院者が 32 人 (同 11 人 (25.6%) 減) となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (58 表参照)

最近 6 年間の自庁保護実施人員 (全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員) の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 2 年において、自庁保護実施人員の総数は 10,460 人であり、前年に比べ 1,746 人 (14.3%) 減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 4,883 人 (実施人員総数の 46.7%) で前年に比べ 419 人 (7.9%) 減少しており、更生緊急保護が 5,577 人 (実施人員総数の 53.3%) で前年に比べ 1,327 人 (19.2%) 減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比 (%)	
人 員	総 数	14,211	13,819	13,425	12,908	12,206	10,460	100.0
	補導援護・応急の救護	6,157	6,156	5,823	5,644	5,302	4,883	46.7
	更生緊急保護	8,054	7,663	7,602	7,264	6,904	5,577	53.3
指 数	総 数	100	97	94	91	86	74	…
	補導援護・応急の救護	100	100	95	92	86	79	…
	更生緊急保護	100	95	94	90	86	69	…

(注) 1 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 58 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 35 人 (前年比 5 人 (16.7%) 増)、食事給与が 443 人 (同 53 人 (10.7%) 減)、衣料給与が 1,211 人 (同 291 人 (19.4%) 減)、医療援助が 7 人 (同 3 人 (30.0%) 減)、旅費給与が 410 人 (同 56 人 (12.0%) 減)、一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,503 人 (同 385 人 (13.3%) 減) となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況 (59 表, 65 表, 67 表参照)

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

令和 2 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置 (宿泊場所の供与) の実施人員の総数は 10,822 人であり、前年に比べ 874 人 (7.5%) 減少し

ている。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 2,124 人（総数の 19.6%）であり、令和 2 年に新たに開始した人員は 8,698 人（同 80.4%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,321 人、それ以外への委託が 1,377 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,496 人、更生緊急保護が 2,825 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 410 人、更生緊急保護が 967 人である。

また、令和 2 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 8,918 人で、前年に比べ 654 人（6.8%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,502 人、それ以外への委託が 1,416 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,594 人、更生緊急保護が 2,908 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 434 人、更生緊急保護が 982 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成27年	28	29	30	令和元年	2	構成比(%)	
人員	総 数	11,579	11,644	10,882	11,263	11,696	10,822	100.0
	補導援護・応急の救護	6,604	6,555	6,170	6,276	6,494	6,227	57.5
	更生緊急保護	4,975	5,089	4,712	4,987	5,202	4,595	42.5
指数	総 数	100	101	94	97	101	93	...
	補導援護・応急の救護	100	99	93	95	98	94	...
	更生緊急保護	100	102	95	100	105	92	...

（注） 59 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,890 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	
人 員	総 数	3,890	396	226	416	273	552	509	1,518
	刑の執行終了者	2,442	246	145	183	191	375	354	948
	刑の執行猶予者	543	45	31	154	30	61	56	166
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	590	60	35	52	31	72	68	272
	罰金受刑者・科料受刑者	225	36	11	21	14	29	24	90
	労役場出場者・仮出場者	65	7	4	4	3	12	5	30
	少年院退院者・仮退院者	25	2	-	2	4	3	2	12
構 成 比 （ % ）	総 数	100.0	10.2	5.8	10.7	7.0	14.2	13.1	39.0
	刑の執行終了者	100.0	10.1	5.9	7.5	7.8	15.4	14.5	38.8
	刑の執行猶予者	100.0	8.3	5.7	28.4	5.5	11.2	10.3	30.6
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	100.0	10.2	5.9	8.8	5.3	12.2	11.5	46.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	16.0	4.9	9.3	6.2	12.9	10.7	40.0
	労役場出場者・仮出場者	100.0	10.8	6.2	6.2	4.6	18.5	7.7	46.2
	少年院退院者・仮退院者	100.0	8.0	-	8.0	16.0	12.0	8.0	48.0

（注） 67 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,890 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 80.1%、次に、親族が引受けを拒否が 8.8%、親族と同居を望まざが 7.8%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人	総数	3,890	3,117	344	305	50	74
	刑の執行終了者	2,442	1,930	218	215	32	47
	刑の執行猶予者	543	425	54	39	10	15
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者	590	498	43	37	3	9
	罰金受刑者・科料受刑者	225	191	19	12	1	2
	労役場出場者・仮出場者	65	57	4	1	2	1
員	少年院退院者・仮退院者	25	16	6	1	2	-
	総数	100.0	80.1	8.8	7.8	1.3	1.9
	刑の執行終了者	100.0	79.0	8.9	8.8	1.3	1.9
	刑の執行猶予者	100.0	78.3	9.9	7.2	1.8	2.8
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者	100.0	84.4	7.3	6.3	0.5	1.5
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.9	8.4	5.3	0.4	0.9
構成比(%)	労役場出場者・仮出場者	100.0	87.7	6.2	1.5	3.1	1.5
	少年院退院者・仮退院者	100.0	64.0	24.0	4.0	8.0	-

(注) 65表参照

令和2年末現在委託保護中の人員の総数は1,904人で、前年に比べ220人(10.4%)増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が1,552人、それ以外への委託が352人となっている。また、更生保護施設委託(1,552人)のうち、補導援護・応急の救護が1,069人(構成比68.9%)、更生緊急保護が483人(同31.1%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日から令和2年末までの処理状況の推移は、第30表から第32表までのとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数		終結件数		年末現在係属件数	
平成17年	131	(-)	75	(-)	56	(-)
18	378	(12)	359	(9)	75	(3)
19	449	(9)	432	(11)	92	(1)
20	398	(9)	410	(8)	80	(2)
21	315	(9)	330	(9)	65	(2)
22	389	(17)	382	(15)	72	(4)
23	431	(16)	413	(19)	90	(1)
24	375	(20)	403	(19)	62	(2)
25	396	(8)	387	(8)	71	(2)
26	367	(11)	368	(13)	70	(-)
27	339	(13)	351	(10)	58	(3)
28	362	(11)	353	(13)	67	(1)
29	388	(21)	372	(20)	83	(2)
30	308	(15)	335	(13)	56	(4)
令和元年	299	(8)	294	(11)	61	(1)
2	336	(11)	321	(12)	76	(-)
累計	5,661	(190)	5,585	(190)		

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 ()内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
30	246	264	738
令和元年	223	206	755
2	239	201	793
累 計	3,781	2,988	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <183>	686 <610>
29	236 <205>	257 <222>	665 <593>
30	257 <232>	266 <238>	656 <587>
令和元年	200 <177>	235 <201>	621 <563>
2	202 <169>	247 <220>	576 <512>
累 計	3,144 <2,469>	2,568 <1,957>	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員

令和2年において、常時恩赦の受理人員総数は176人で、前年に比べ33人(23.1%)増加している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員(前年からの繰越人員)が81人、新受人員が95人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが17人(前年11人)、刑事施設からが63人(同103人)、検察庁からが15人(同5人)となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦(常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。)及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総数	176	23.1	100.0
旧受	81	237.5	46.0
新受	95	-20.2	54.0
保護観察所	17	54.5	9.7
刑事施設	63	-38.8	35.8
検察庁	15	200.0	8.5

(注) Ⅲ 恩赦(以下記載を省略。)の1表参照

2 常時恩赦の既済状況

令和2年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は118人で、前年に比べると56人(90.3%)増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が7人(既済人員総数の5.9%)、恩赦不相当が110人(同93.2%)となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁	総数	相 当					不相当	その他	
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権			
人員	総数	118	7	-	-	-	7	110	1
	保護観察所	11	6	-	-	-	6	5	-
	刑事施設	94	-	-	-	-	-	93	1
	検察庁	13	1	-	-	-	1	12	-
構成比 (%)	総数	100.0	5.9	-	-	-	5.9	93.2	0.8
	保護観察所	100.0	54.5	-	-	-	54.5	45.5	-
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	98.9	1.1
	検察庁	100.0	7.7	-	-	-	7.7	92.3	-

(注) 1表参照